

平成27年 第2回積丹町総合教育会議

日 時：12月2日（水） 午後4時
場 所：総合文化センター 研修室B

会議日程

1. 開 会

2. 付議案件

日程第1 第1回積丹町総合教育会議の議事録の承認、署名

日程第2 議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正について

日程第3 議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程の制定について

日程第4 議題第3号 「積丹町総合教育大綱」の素案について

3. 閉 会

議案第1号 積丹町総合教育会議運営規程の一部改正について
 積丹町総合教育会議運営規程の一部を次のように改正する。

現行文	改正文
<p>積丹町総合教育会議運営規程</p> <p>第1条 積丹町総合教育会議の会議（以下「会議」という。）の運営は、積丹町総合教育会議設置要綱（平成27年訓令第6号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>第2条 会議の招集は、会議開催の場所及び日時、会議に付すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。</p> <p>第3条 開会及び閉会は、町長が行う。</p> <p>第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) <u>前回議事録の承認</u></p> <p>(3) 議事</p> <p>(4) その他</p> <p>(5) 閉会</p> <p>第5条 <u>議事録には会議に出席した構成員及び意見聴取した者が署名しなければならない。</u></p> <p>第6条 議事録には次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) 開会及び閉会に関する事項</p> <p>(2) 出席構成員の氏名</p> <p>(3) 会議日程</p> <p>(4) 構成員及び傍聴人を除くほか会議に出席したものの氏名</p> <p>(5) 議題及び議事の概要</p> <p>(6) 質問又は討論をしたものの氏名及びその要旨</p> <p>(7) 議決事項</p> <p>(8) その他町長又は会議において必要と認めた事項</p> <p>第7条 議事録に記載した事項に関して構成員中に異議があるときは、町長はこれを会議に諮って決定する</p> <p>第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、町長が会議に諮って定める。</p>	<p>第4条 会議は、おおむね次の順序で行う。</p> <p>(1) 開会</p> <p>(2) 議事</p> <p>(3) その他</p> <p>(4) 閉会</p> <p>第5条 <u>議事録は、会議の終了後1月以内に作成しなければならない。</u></p> <p><u>2 積丹町総合教育会議設置要綱第7条第2項に規定する議事内容の確認は、議事録の郵送により行うものとし、議事録に異議があるときは、構成員は速やかに文書で申し出なければならない。</u></p> <p><u>3 議事録の公表は、同項に規定するもののほか積丹町ホームページに掲載して公表する。</u></p>

議案第2号 積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程の制定について
積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程を定める。

積丹町総合教育会議の傍聴に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、積丹町総合教育会議設置要綱（平成27年訓令第6号）第6条に規定する積丹町総合教育会議（以下「会議」という。）の公開に関し、傍聴の手続き等に必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所を傍聴人受付簿に記載し、町長の許可を受けなければならない。

(傍聴することができない者)

第3条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、町長が傍聴を不相当と認めた者

(傍聴者の守るべき事項)

第4条 傍聴者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 帽子又は外とうの類を着用すること。
- (3) 飲食すること。
- (4) 私語、談話、拍手等をする事。
- (5) 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明すること。
- (6) 全各号に掲げるもののほか、会議の妨害となる行為をすること。

2 傍聴者は、写真、映画等の撮影又は録音をしてはならない。ただし、特に町長が認めた者は、この限りでない。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、町長は、職員に命じてこれを制止することができる。この場合において、傍聴者が制止に従わないときは、町長は、傍聴者に退場を命じることができる。

2 傍聴者は、町長に退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(事務局の職員の指示)

第6条 第2条から前条までに規定するもののほか、傍聴者は、職員の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、平成27年12月 日から施行する。

議案第3号 「積丹町総合教育大綱」の素案について

別紙「積丹町総合教育大綱」の素案について意見を求めます。

【参考】

1. 大綱策定の考え方など

(1) 大綱策定の考え方〔文部科学省初等中等教育局長通知（H26.7.17 付け）〕

- ①国の教育振興基本計画の基本的な方針「8つの成果目標」を参酌して策定
- ②計画期間は4～5年程度
- ③記載事項は、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針
- ④教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

(2) 大綱策定に関連する町の現行計画等

①第5次積丹町総合計画（H24～H33年度）

- 豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり〔生涯学習〕
～学校教育、社会教育、文化・スポーツ・レクリエーション～
- 地域ぐるみでつくる健康、支えあう福祉のまちづくり〔町民福祉〕
～地域福祉、子育て支援・児童福祉～

②子ども・子育て支援事業計画（H27～H31年度）

- 基本目標1：子どもと子育て家庭が健やかにすごせるための支援と健康づくり
- 基本目標2：子どもと子育て家庭を支えあう地域づくり
- 基本目標3：子どもと子育て家庭の成長を支える教育・保育の環境づくり
- 基本目標4：子育てと仕事を両立できる環境づくり

③積丹町社会教育中期計画（H23～H27年度）

④「積丹町子どものいじめの防止に関する条例」の制定（H27.4.1 施行）

(3) 大綱制定のスケジュール

①平成27年度中の制定（平成28年町議会第1回定例会へ報告）を予定。

2. 大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の計画等との整合性

別紙「大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の計画等との整合性」

積丹町教育大綱

(素案)

平成 年 月

積丹町

積丹町教育大綱

(平成28年度～平成33年度)

豊かな郷土で自ら学び、
地域文化を育むまちづくり

子どもたちが元気に学び活動し、町民の誰もが学習、芸術文化やスポーツ活動に取り組み、豊かな心と安らぎを持てるようこの大綱を定めます。

教育大綱3つの基本方針とその施策

確かな学力と心身の健全育成

- 確かな学力の充実
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 信頼される学校づくり
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 教育環境の整備・充実
-

生涯学習の充実

- 生涯各期における学習機会の充実
- 家庭教育の向上
- 青少年教育の推進
- 成人教育の推進
- 高齢者教育の推進
- 地域学習活動の推進
-
-

文化・スポーツ活動の振興

- 芸術文化活動の振興
- 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用
- 生涯スポーツの普及と推進
- 施設の整備と有効活用
-
-

はじめに

少子高齢化や高度情報化、グローバル化、核家族化の進展など社会環境の変化に伴い、価値観やライフスタイルの多様化、さらには規範意識や倫理観の低下、地域社会のつながりの希薄化など、社会情勢が大きく変化している中、国は、次代を見据えた教育の実行に向けて、「社会を生き抜く力の養成」、「未来への飛躍を実現する人材の育成」、「学びのセーフティーネットの構築」、「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の四つの基本的方向性を掲げた「第2期教育振興基本計画」を平成25年6月閣議決定しました。

また、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」が、平成27年4月1日施行され、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化など、制度の抜本的改革が行われました。

本町においても、時代に対応した人材を育てるため、地域における教育の充実はますます重要となっており、子どもたちが生き生きと学び育つことができ、すべての世代で生涯にわたり自ら学び、学習成果を地域活動で生かせるよう、今後の本町の教育、学術及び文化の振興に関する施策について、その方針を示す「積丹町教育大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1. 大綱の位置づけ

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に規定されるもので、町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整し、町長が策定するものです。

2. 関連計画との関係

積丹町におけるまちづくりの最上位計画である「第5次積丹町総合計画」を尊重し、その生涯学習分野における基本目標である「豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり」を大綱の基本目標とするとともに、「第5次積丹町総合計画・基本計画」、「第5次積丹町社会教育中期計画」、「積丹町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ策定するものとします。

3. 大綱の期間

大綱の期間は、第5次積丹町総合計画（平成24年度から平成33年度）の期間の平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

ただし、この期間内において、教育に関する社会情勢の変化や「第5次積丹町総合計画」等の関連計画の改訂があった場合は、大綱の見直しについて総合教育会議において適宜協議するものとします。

1. 基本目標

豊かな郷土で自ら学び、地域文化を育むまちづくり

豊かな自然や恵まれた気候風土の下で育まれてきた歴史、伝統や文化などへの理解を深め、町民一人ひとりが生涯を通じて学習の機会を選択して学べるよう、次代を担う子どもたちが元気に学び活動できる教育環境づくりの充実に努め、誰もが、自ら主体的に学習、文化芸術やスポーツ活動に取り組み、豊かな心と安らぎを持つことができるまちづくりを進めます。

2. 基本方針

(1) 確かな学力と心身の健全育成（学校教育）

児童・生徒が、確かな基礎学力を身につけ、豊かな心と健やかな体を育成するため、地域社会との連携・関わりの中で、創意工夫を生かした特色ある信頼される学校づくり、義務教育の充実に努めます。

時代の変化に対応した教育環境を整え、安全で安心な学校施設等の整備に努めます。

(2) 生涯学習の充実（社会教育）

年齢期に合わせた領域区分での芸術文化活動や、学習活動の支援を行い、次代を担う青少年の健全な育成や高齢者の生きがいづくりの促進、学習成果を地域活動にいかすことのできる体制づくりに努めます。

家庭、学校、地域社会の連携による様々な取組を通して、地域の教育力の向上を推進します。

(3) 文化・スポーツ活動の振興（文化、スポーツ・レクリエーション）

町民誰もが芸術文化に親しみ、潤いに満ちた生活を送ることができるよう、町民の芸術文化活動を支援するとともに、より多くの優れた芸術文化に接する機会が確保されるように努めます。

郷土の文化・歴史の継承と、郷土芸能や郷土資料の保護保存、活用に努めます。

健康や体力づくりにより、町民誰もが明るく活力ある生活を送ることができるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむことができる機会の創出に努めます。

スポーツ団体の活動支援や町民が利用しやすいスポーツ施設の整備に努めます。

3. 基本施策

(1) 確かな学力と心身の健全育成（学校教育）

- 確かな学力の向上
- 豊かな心の育成
- 健やかな身体の育成
- 信頼される学校づくり
- 安全・安心な学校・地域づくり
- 教育環境の整備・充実
-
-

(2) 生涯学習の充実（社会教育）

- 生涯各期における学習機会の充実
- 家庭教育の推進
- 青少年教育の推進
- 成人教育の推進
- 高齢者教育の推進
- 地域学習活動の推進
-
-

(3) 文化・スポーツ活動の振興（文化、スポーツ・レクリエーション）

- 芸術文化活動の振興
- 郷土芸能・資料、民具などの保護と活用
- 生涯スポーツの普及と推進
- 施設の整備と有効活用
-
-

大綱策定にあたり参酌すべき事項と町の計画等との整合性

1. 町が大綱策定にあたり、参酌すべき対象国の第2期教育振興基本計画の「4つの基本的方向性」と「8つの成果目標」

2. 「4つの基本的方向性」及び「8つの成果目標」と町総合計画等との整理

国の第2期教育振興基本計画

基本的方向性 【1 社会を生き抜く力の養成】	30の基本施策	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当事項
<p>主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象とした取り組み</p> <p>成果目標1 「生きる力」の確実な育成</p> <p>変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」※1を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。</p> <p>（確かな学力）世界トップの学力水準を目指す</p> <p>【成果指標】</p> <p>①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。</p> <p>あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。</p> <p>全国学力・学習状況調査における過去の調査との同一問題の正答率の増加、無解答率の減少</p> <p>②児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善</p> <p>③幼・小・中・高等学校における障害のある幼児児童生徒に対する個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成率の増加</p> <p>（豊かな心）豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを身につけて育てる。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上</p> <p>・学校のきままりを守っている児童生徒の割合の増加</p> <p>・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加</p> <p>・人の気持ちがかかる人間になりたいと思う</p>	<p>基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の充実を図る。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。</p> <p>○このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質保証に向けた取組を進めるとともに、各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。</p> <p>基本施策2 豊かな心の育成</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。</p>	<p>1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実）</p> <p>1-2 ICTの活用等による新たな学びの推進</p> <p>1-3 高等学校教育の改善・充実</p> <p>1-4 復興に向けた教育の推進</p> <p>1-5 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進（基本施策13-1に後掲）</p> <p>2-1 道徳教育の推進</p> <p>2-2 人権教育等の推進</p> <p>2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実</p> <p>2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底</p> <p>2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実</p> <p>2-6 伝統・文化等に関する教育の推進</p> <p>2-7 青少年を有害情報から守るための取組の推進</p> <p>2-8 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策1-1の再掲）</p> <p>2-9 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲）</p> <p>3-1 学校保健、学校給食、食育の充実</p> <p>3-2 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実</p> <p>3-3 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等（基本施策1-1の再掲）</p> <p>3-4 復興に向けた教育の推進（基本施策1-4の再掲）</p> <p>3-5 学校における体験活動の充実（基本施策2-5の一部再掲）</p> <p>3-6 主体的に行動する態度を育成する防災教育など学校安全に関する教育の充実（基本施策19-2に後掲）</p>	<p>【総合計画 P41】</p> <p>学校においては、基礎的な知識の定着とその活用により、課題を解決する思考力や表現力を養うため、児童生徒の学力の状況を踏まえたきめ細かな指導の充実や地域の自然環境の活用、ICT（情報通信技術）による学習の充実、地域の人々との学び合いの充実、小・中学校の連携の促進に努めます。</p> <p>また、「早寝・早起き・朝ごはん」運動など家庭との連携を基盤に学ぶ意欲と自信を育てる補完的な学習、家庭学習の習慣化などの取り組みによって一層の充実に努めます。</p> <p>小学校の外国語活動や中学校の英語の授業を支援するため、引き続き、外国語指導助手（ALT）を配置します。また、社会の国際化やグローバル化が進展する中で、異文化との共生の機会が求められていることから、外国人を招いた交流事業の実施等により国際理解教育を推進します。</p> <p>【総合計画 P41】</p> <p>道徳教育や体験的な活動を通じて、規範意識や基本的な倫理観、思いやりや豊かな感性などを培うため、道徳の時間の充実を図るなど学校の教育活動全体を通して、「心の教育」を推進します。</p> <p>いじめ・不登校などの問題行動においては、家庭、学校及び地域社会との連携を図り、いじめを許さない環境づくりに推進するとともに、不登校の児童生徒については、きめ細やかで的確な対応に努めます。</p> <p>【総合計画 P41】</p> <p>体力・運動能力の向上は、自ら進んで運動に取り組む、楽しさや喜びを時間する学習指導や体育的行事などの充実に努めます。</p> <p>食に関する知識を生かした健全な実践ができる資質・能力を育む教育を推進します。</p> <p>学校給食では地場産品の活用を図りながら、衛生管理・食材管理に努め、安全・安心で栄養バランスのとれた、よりおいしい給食の提供に努めます。</p>

<p>児童生徒の割合の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や目標を持って持っている児童生徒の割合の増加 ・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など ②いじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高校中退者の割合の減少など）（成果目標6に後掲） <p>（健やかな体）今後10年間で子どもたちの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。</p> <p>【成果指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①体力の向上傾向を確実にする（今後10年間で子どもたちの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す）。 ②学校における健康教育・健康管理の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・健康の重要性を認識し、日常生活の実践に生かしている児童生徒の割合の増加 ・学校保健委員会を設置する学校の割合の増加 ・朝食を欠食する子どもの割合の減少 ・学校給食における地場産物を使用する割合の増加 	<p>基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本施策1、2、3に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。 ○ すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する <p>基本施策5 幼児教育の充実</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を踏まえ、幼稚園等における幼児教育の充実を図るとともに、子ども・子育て支援法等に基づく新たな制度の構築により、質の高い幼児教育・保育を総合的に提供するための更なる条件整備を図る。また、幼稚園における子育て支援活動・預かり保育の充実を図る。 	<p>4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築－養成・採用・研修の一体的な改革－</p> <ul style="list-style-type: none"> 4-2 大学・大学院における教員養成の改善 4-3 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用の高度化 4-4 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化 4-5 適切な人事管理の実施の促進 4-6 メリハリある給与体系の確立 <p>5-1 幼児教育の質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 5-2 質の高い幼児教育・保育の総合的提供等 	<p>【総合計画 P41】</p> <p>教職員の資質、指導力向上のための校内研究の充実や研修講座や研究会等への参加を奨励するほか、積極的に参観日や授業公開等を行い、授業評価や授業改善への取り組みを促進し、確かな学力を育てる授業力の向上に努めます。</p>	<p>【総合計画 P49】</p> <p>就業形態やライフスタイルの変化により多様化する保育ニーズに対応し、保護者等が安心して園児を運搬させることができるよう保育サービスの充実と施設整備に努めます。</p> <p>【子ども支援計画】</p> <p>3-1 教育・保育の充実と保育所・小学校間の連携の推進</p>
<p>6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等</p> <p>6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実</p> <p>6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化</p> <p>6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実</p>	<p>6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等</p> <p>6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実</p> <p>6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化</p> <p>6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実</p>	<p>6-1 円滑な就学手続の実現及び障害のある子どもに対する合理的配慮の基礎となる環境整備等</p> <p>6-2 発達障害のある子どもへの支援の充実</p> <p>6-3 特別支援学校の専門性の一層の強化</p> <p>6-4 海外で学ぶ子どもや帰国児童生徒、外国人の子どもに対する教育の充実</p>	<p>【総合計画 P41】</p> <p>特別支援教育においては、生活や学習上の困難を改善、克服し、学習指導の充実を図るため、引き続き特別支援教育支援員の配置を行うとともに、地域の方や保護者等に対して理解が深められるように努めます。</p> <p>【子ども支援計画】</p> <p>1-3 障がいのある子どもへの支援の推進</p>	<p>【総合計画 P41】</p> <p>各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実を、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>
<p>基本施策7 各学校教育段階における継続的な検証改善サイクルの確立</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基本施策1に係る取組をより実効あるものとする観点から、全ての児童生徒を対象とする全国学力・学習状況調査の結果等に基づく教育施策や教育指導の充実・改善を行う継続的な検証改善サイクルを義務教育段階において確立する。 ○ 高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質の保証に向けた取組を進める。 	<p>7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等</p>	<p>7-1 継続的な検証改善サイクルの確立に向けた取組の充実等</p>	<p>【総合計画 P41】</p> <p>各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実を、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>	<p>【総合計画 P41】</p> <p>各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実を、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>

基本的方向性 【1 社会を生き抜く力の養成】	町総合計画（実施計画）などの該当事項
<p>8つの成果目標</p> <p>主として高等教育段階の学生を対象とした取組</p> <p>成果目標2（課題探求能力の修得） 知識を基盤とした自立協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、「課題探求能力」※を身に付けられるよう、学生の主体的な学びを確立する。</p> <p>このため、十分な質を伴った学修時間を確保し、並みの水準にすることや学修環境の整備などによる高等教育の質的転換などを図る。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①各大学における学修時間の把握状況の改善、十分な質を伴った学修時間の実質的な増加・確保（欧米並みの水準）</p> <p>②学修支援環境の改善</p> <p>③全学的な学修システムの整備状況の向上（教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画の充実など）</p> <p>④学生、卒業生、企業・NPO等の、教育への評価の改善</p> <p>⑤社会人入学者の倍増</p>	<p>30の基本施策</p> <p>基本施策8 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○知識を基盤とした自立、協働、創造の社会モデル実現に向けて、「生きる力」の基礎に立ち、生涯にわたり学び続け、主体的に考え、どんな状況にも対応できる「課題探求能力」を有する多様な人材を育成する。</p> <p>○学士課程教育においては、学生が主体的に問題を発見し、解を見いだしていく能動的学修（アクティブ・ラーニング）や双方向の講義、演習、実験等の授業を中心とした教育への質的転換のための取組を促進する。</p> <p>○学士課程教育の質的転換のために、事前の準備や事後の展開も含め、主体的な学修に要する総学修時間の実質的な増加・確保を起点として、教育課程の体系化、組織的な教育の実施、授業計画（シラバス）の充実、教員の教育力の向上を含む諸課題を進めるための全学的な学修マネジメントの改善などの諸方策が連なってなされる「質的転換のための好循環」の確立を図る。</p> <p>○その上で、大学院においては、世界の多様な分野において活躍する高度な人材を輩出するため、大学院の教育課程の組織的展開の強化を図る。</p>
<p>主な取り組み</p> <p>8-1 改革サイクルの確立と学修支援環境整備</p> <p>8-2 専門スタッフの活用と教員の教育力の向上</p> <p>8-3 学修成果の把握に関する研究・開発</p> <p>8-4 「プログラム」としての学士課程教育」という概念の定着のための検討</p> <p>8-5 大学院教育の改善・充実</p> <p>8-6 短期大学の役割・機能の検討推進</p>	<p>【本町に該当しない】</p>
<p>基本施策9 大学等の質の保証</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○学生の保護や国際通用性の観点から、大学等の質を保証し、基本施策8等における教育の質的転換の取組等とあいまって、その向上を促進するため、制度の改善や制度間の連携強化、教育研究活動の可視化促進などを図る。</p>	<p>【本町に該当しない】</p> <p>9-1 大学教育の質保証のためのトータルシステムの確立</p> <p>9-2 大学情報の積極的発信</p> <p>9-3 大学評価の改善</p> <p>9-4 分野別質保証の取組の推進</p> <p>9-5 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化</p> <p>9-6 専門学校の質保証・向上の取組の推進</p>
<p>基本施策10 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○各学校教育段階の円滑な連携・接続を推進するとともに、6・3・3・4制の在り方について幅広く検討を進め、これにより、子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等を構築する。</p> <p>○また、高等学校と大学との接続については、高等学校段階の教育の質の確保、大学教育段階の教育水準等の評価や大学進学希望者の能力適性の判定について、大学入試の一点に求められていた実態を改め、点からプロセスによる質保証システムを構築する。</p> <p>○すなわち、基本施策7から9で掲げた高等学校及び大学それぞれ段階における質保証等に係る検討とあわせて、志願者の意欲、能力、適性等の多面的、総合的な評価に基づき大学入学者選抜に転換する。同時に、高大連携の取組の促進や飛び入学等の普及拡大を図る。</p>	<p>【子どもも支援計画】</p> <p>8-1 教育・保育の充実と保育所・小学校間の連携の推進 (事業例：小中連携教育推進協議会運営)</p>

<p>基本的方向性 【 1 社会を生き抜く力の養成】</p> <p>8つの成果目標</p> <p>生涯の各段階を通じて推進する取組</p> <p>成果目標3（生涯を通じて自立・協働・創造に向けた力の修得）</p> <p>社会を生き抜く上で必要な自立・協働・創造に向けた力※を生涯を通じて身に付けられるようにする。</p> <p>このため、個人個人の直面する課題や社会の多様な課題に対応した質の高い学習機会等を充実するとともに、学習成果が広く社会で活用されるようにする。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①現代的・社会的な課題に対応した学習を行った人の割合の増加</p> <p>②体験活動・読書活動の実施状況等の改善</p> <p>・体験活動を行う児童生徒等の数の増加</p> <p>・全校一斉の読書活動を実施する学校の割合の増加</p> <p>・市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率の増加</p> <p>③学習成果の活用状況の改善</p> <p>・身に付けた知識・技能や経験を生かしている人の割合の増加</p> <p>・青少年の体験活動の成果に対する評価・顕彰の仕組みに参加した青少年の数の増加</p> <p>④民間教育事業者等における学習の質の保証・向上に向けた取組状況の改善</p> <p>・情報公開・自己評価等を実施している民間教育事業者等の割合の増加</p>	<p>30の基本施策</p> <p>基本施策11 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 個人が、社会の中で自立して、他者と連携・協働しながら、生涯にわたって生き抜く力や地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるようにする。</p> <p>○ このため、現代的・社会的な課題に対応した学習や、様々な体験活動及び読書活動が主体的な実践につながるよう、各学校や公民館、図書館等の社会教育施設による提供のみならず、一般行政や民間等の多様な提供主体とも連携して、推進する。</p> <p>○ 現代的、社会的な課題に対して地球的な視野で考え、自らの問題として捉え、身近なところから取り組み、持続可能な社会づくりの担い手となるよう一人一人を育成する教育（持続可能な開発のための教育：E S D）を推進する。</p> <p>基本施策12 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 学習者が、安心して、質の高い学習を行うことができ、また、その学習の成果が評価され、社会で幅広く通用するための環境を構築する。</p> <p>○ このため、多様な主体が提供する学習機会の質保証・向上を推進するとともに、習得した知識技能を評価し、その結果を広く活用する仕組み等を構築する。</p>	<p>主な取り組み</p> <p>11-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進</p> <p>11-2 様々な体験活動及び読書活動の推進</p> <p>12-1 多様な主体が提供する学習機会の質の保証・向上の推進</p> <p>12-2 修得した知識・技能等を評価し評価結果を広く活用する仕組みの構築</p> <p>12-3 ICTの活用による学習の質の保証・向上及び学習成果の評価・活用の推進</p>	<p>町総合計画（実施計画）などの該当事項</p> <p>【総合計画 P43~44】</p> <p>生涯にわたって町民の自主的かつ積極的な学習活動を支援するため、年齢期に合わせた領域区分での教室や講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報の提供に努めます。</p> <p>また、自らの学習成果が、ボランティア活動などを通じて地域活動に生かすことができるとともに、成人教育の推進（家庭教育の向上・青少年教育の推進・成人教育の推進）高齢者教育の推進、地域学習活動の推進</p> <p>【総合計画 P51】</p> <p>高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るため、地域におけるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動、世代間交流などの幅広い生きがいづくり活動や就業機会などの提供などに努めるとともに、高齢者の豊富な知識や経験などを活かして積極的に社会参加ができる環境づくりに努めます。</p>
---	--	---	---

基本的方向性 【1 社会を生き抜く力の養成】	町総合計画（実施計画）などの該当事項
<p>8つの成果目標</p> <p>成果目標4（社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等）</p> <p>社会的・職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、労働市場の流動化や知識・技能の高度化に対応し、実践的で専門性の高い知識・技能を、生涯を通じて身に付けられるようにする。</p> <p>このため、キャリア教育の充実や、インターンシップの実施状況の改善、就職ミスマッチの改善に向けた教育・雇用の連携方策の強化を図る。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①児童生徒の進路に向けた意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加 ・教科学習が将来社会に出たときに役立つと思う児童生徒の割合の増加 <p>②就職ミスマッチなどによる若者の雇用状況（就職率、早期離職率等）改善に向けた取組の増加</p> <p><キャリア教育・職業教育の充実等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校、高等学校、大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等における職場体験・インターンシップの実施状況の改善 ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等におけるPBL（Problem-Based Learning）等の実施率増加 ・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校等への社会人の受入れ状況の改善 <p>（履修証明プログラムがある大学の増加、社会人等の対象コース等を設けている専修学校数の増加、社会人入学者の倍増）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学で教員等として活躍する女性の増加 <p><就職支援等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新卒者の就職状況を公開している大学の増加 ・就職相談員の配置や就職相談室の設置状況の増加 	<p>3.0の基本施策</p> <p>基本施策1.3 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○「社会を生き抜く力」の一態様として、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義について理解をはじめとした、勤労観・職業観等の価値観を自ら形成・確立できる子ども・若者の育成を目指す。</p> <p>○実践的な職業教育の体系を明確にしつつ、職業生活への移行後も含め、必要な知識・技能を身に付けられるような取組を行い、個人々が、多様な職業生活に必要な知識・技能を生涯の時点においても身に付けられるようにする。</p> <p>○また、我が国の成長分野における産業振興や地域活性化の中核を担う専門人材等の養成に向けて、産学官の連携により実践的な職業教育を充実し、社会人学生・生徒が学びやすい学習システムを構築する。また、専修学校の質保証・向上のための仕組みを整備する。同時に、職業生活の中で修得した知識や技能等が適切に評価され、次の段階のキャリア形成等に結びつくような学校と職業をつなぐ新たな学習・評価システムの構築や、雇用のミスマッチ解消に向けた学校とハローワーク等との連携強化等を図る。</p>
<p>主な取組み</p> <p>1.3-1 社会的・職業的自立に向けて必要な能力を育成するキャリア教育の推進</p> <p>1.3-2 学校横断的な職業教育の推進</p> <p>1.3-3 各学校教育段階における職業教育の取組の推進</p> <p>1.3-4 社会への接続支援</p> <p>1.3-5 社会人の学び直しの機会の充実</p>	<p>町総合計画（実施計画）などの該当事項</p> <p>（事業例：中学校における就業体験の取り組み）</p>

基本的方向性【2 未来への飛躍を実現する人材の養成】	30の基本施策	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当項目
<p>8つの成果目標</p> <p>成果目標5（社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成）</p> <p>「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力※を備え、社会全体の变化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。</p> <p>これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学生数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の増進などを目指す。</p> <p>（※能力の例：国際交渉でできる豊かな語学力・コミュニケーション能力や主体性、チャレンジ精神、異文化理解、日本人としてのアイデンティティ、創造性など）</p> <p>【成果指標】</p> <p>＜新たな価値を創造する人材関係＞</p> <p>①国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。</p> <p>あわせて、習熟度レベルの向上（成果目標1の再掲）</p> <p>②難しいことでも失敗を恐れないで挑戦している児童生徒の割合の増加</p> <p>③国際科学技術コンテストへの参加者の増加</p> <p>④社会を牽引するリーダーを養成するための専門分野を超えた教育プログラム実施数の増加</p> <p>⑤世界で載える「リサーチ・ユニバーシティ」を10年後に倍増</p> <p>⑥大学の国際的な評価の向上（研究面や教育面、国際面等で国際的に高い評価を受ける大学の増加）</p> <p>【成果指標】</p> <p>＜グローバル人材関係＞</p> <p>①国際共通語としての英語力の向上・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標（中学校卒業段階：英検3級程度以上、高等学校卒業段階：英検準2級程度～2級程度以上）を達成した中高生生の割合50%</p>	<p>基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだし、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。</p> <p>○このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。</p> <p>基本施策15 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○産官の参画を得つつ世界を牽引するリーダーを養成するため、博士課程を中心とする大学院教育の抜本的な改革・強化を図るとともに、独自の優秀な研究者を養成するため、優秀な学生や若手研究者等が自立して学修研究に専念することができよう環境を整備する。</p> <p>○各大学等の強みを生かした教育研究拠点の形成を促進するとともに、基礎研究をはじめ、独自の多様な研究を幅広く継続的に推進するなど、大学等の研究力を強化する</p> <p>基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。</p> <p>○このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組（秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等）への支援、国際的な高等教育の質保証（単位の相互認定、適切な成績評価等）の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全日本人の若者に、留学機会を実現させる</p>	<p>14-1 優れた才能や個性を伸ばす仕組みの推進</p> <p>14-2 理数系人材の養成</p> <p>14-3 スポーツ、文化芸術に秀でた人材の養成</p> <p>15-1 独自の優秀な研究者等の養成</p> <p>15-2 大学等の研究力強化の促進</p> <p>15-3 イノベーション創出に向けた産官連携の推進</p> <p>16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化</p> <p>16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進</p> <p>16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援</p> <p>16-4 国際的な高等教育の質保証の体制や基盤の強化（基本施策9-5の再掲）</p>	<p>【本町に該当しない（主に高校～大学間を想定している）】</p> <p>【本町に該当しない】</p> <p>【総合計画 P41】</p> <p>小学校の外国語活動や中学校の英語の授業を支援するため、引き続き、外国語指導助手（ALT）を配置します。また、社会の国際化やグローバル化が進展する中から、異文化との共生の機会が求められていることから、外国人を招いた交流事業の実施等により国際理解教育を推進します。</p>

<p>・卒業時の英語力の到達目標（例：TOEFL iBT80点）を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加、卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数を設定する大学の増加</p> <p>②英語教員に求められる英語力の目標（英検準1級、TOEFL iBT80点、TOEIC730点程度以上）を達成した英語教員の割合（中学校：50％、高等学校：75％）</p> <p>③日本の生徒・学生等の海外留学者数、外国人留學生数の増加（2020年を目的に日本人の海外留學生数を倍増など）</p> <p>④大学における外国人教員等（国外の大学での学位取得、通算1年以上国外で教育研究に従事した日本人教員を含む）の全教員に占める比率の増加</p> <p>⑤大学における外国語による授業の実施率（外国語による授業／全授業数）の増加</p> <p>⑥大学の入学時期の弾力化状況の改善（4月以外で入学した学生数の増加</p>		
--	--	--

基本的方向性【3 学びのセーフティネットの構築】	8つの成果目標	30の基本施策	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当項目
<p>成果目標6（意欲ある全ての者への学習機会の確保）</p> <p>様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようになる。</p> <p>これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。</p> <p>【成果指標】</p> <p><主として初等中等教育関係></p> <p>①幼稚園等の就園率の増加</p> <p>②経済的な理由による高校中退者の数の減少</p> <p>③国際的な学力調査における習熟度レベルの低下層の減少（成果目標1の再掲）</p> <p>④家庭の経済状況や教育環境の違いが学力に与える影響の改善</p> <p>⑤いじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合の減少、高校中退者数の割合の減少など）</p> <p><主として高等教育・生涯学習関係></p> <p>①進学機会の確保や修学の状況改善（被災した世帯の学生等も含め、家庭の経済状況によらない高等教育への進学機会の確保）</p> <p>・大学等奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を受けることができた者の割合の増加</p> <p>・低所得世帯の学生等のうち授業料減免を受けている者の割合</p> <p>②社会人入学者の倍増（成果目標2の再掲）</p>	<p>基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 教育格差の固定化解消に向けて、これまででも就学支援や公立高校授業料無償制、高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。</p> <p>○ また、東日本大震災により被災した子ども・若者に対し、切れない就学支援を実施する。</p> <p>基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に学力向上のための取組を行う学校への支援を充実するとともに、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援、東日本大震災により被災した子どもたちに対する心のケアや学習支援等を実施する。</p> <p>○ また、家庭の経済的格差の影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子ども・若者（例えば、若年無業者、ひきこもり、高校中退者など）や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医療行政等と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。</p> <p>○ さらに、依然として教育上の重要課題である暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況の改善に向けて、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要がある。この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実する。</p>	<p>17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減</p> <p>17-2 義務教育に係る教育費負担軽減</p> <p>17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減</p> <p>17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減</p> <p>17-5 東日本大震災により被災した子ども・若者への就学支援</p>	<p>【子ども支援計画】</p> <p>1-1 妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の充実</p> <p>事業例：実費徴収に係る補足給付事業 修学旅行費助成事業 要保護・準要保護児童生徒援助事業 高等学校生徒遠距離通学費等補助事業</p> <p>【総合計画 P41】</p> <p>道徳教育や体験的な活動を通じて、規範意識や基本的な倫理観、思いやりや豊かな感性などを培うため、道徳の時間の充実を図るなど学校の教育活動全体を通して、「心の教育」を推進します。</p> <p>いじめ・不登校などの問題行動においては、家庭、学校及び地域社会との連携を図り、いじめを許さない環境づくりに推進するとともに、不登校の児童生徒については、きめ細やかで的確な対応に努めます。</p>	

基本的方向性 【3 学びのセーフティネットの構築】	町総合計画（実施計画）などの該当項目
<p>8つの成果目標</p> <p>成果目標7（安全・安心な教育研究環境の確保）</p> <p>子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。</p> <p>【成果指標】</p> <p><主として初等中等教育関係></p> <p>①学校施設の耐震化率は、平成27年度までの公立学校については、平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指すとし、公立学校の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。</p> <p>②避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上</p> <p>③学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化</p> <p>④子どもの安全対応能力の向上を図るための取組が実施されている学校の増加</p> <p><主として高等教育関係></p> <p>①大学等の耐震化率の向上</p> <p>国立大学等については、「第3次国立大学法人等施設整備5か年計画」を踏まえ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。また、私立大学等について、国立大学等の耐震化の状況を勘案しつつ、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。</p>	<p>30の基本施策</p> <p>基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。</p> <p>○ また、学校においては、安全の確保を確保するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することから、国公立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。</p>
<p>19-1 安全・安心な学校施設</p> <p>19-2 学校安全の推進</p>	<p>【総合計画 P42】</p> <p>交通安全や自然災害についての安全教育及び不審者から身を守るための指導と対策については、関係機関の協力のもと、防犯ブザーの配布、教職員や地域関係者による通学路での該当指導や安全点検、交通安全教室の開催を継続して実施します。また、東日本大震災を教訓に、災害発生時の子どもたちの安全確保についての対応を全学校で共通認識し、学校・保護者・地域一帯となった防災教育の充実に努めます。</p> <p>学校は、児童・生徒が多くを時間を過ごす学習及び生活の場であるとともに、災害時には町民の避難場所としての役割を果たすことから、安全で安心な学校施設の整備や避難施設としての機能強化に努めます。</p>
<p>主な取り組み</p>	

基本的方向性【4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成】	8つの成果目標	30の基本施策	主な取り組み	町総合計画（実施計画）などの該当項目
<p>成果目標8（互助・共助）による活力あるコミュニティの形成）</p> <p>個人々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。</p> <p>特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個人々人の地域社会への自発的な参画を拡大する。</p> <p>【成果指標】</p> <p>①初等中等教育・生涯学習関係</p> <p>②学校の学区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築</p> <p>③コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大④住民等の地域社会への参画度合いの向上</p> <p>・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加</p> <p>・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加</p> <p>・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加</p> <p>・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数の増加</p> <p>④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施</p> <p>⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置</p> <p>⑥家庭教育支援の充実</p> <p>・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施（家庭教育支援チーム数の増加）</p> <p>・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもが基本的生活習慣の改善</p> <p>・高等教育・生涯学習関係</p> <p>①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加</p> <p>②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共</p>	<p>基本施策20 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるといふ好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。</p> <p>○ このため、全ての学区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核とした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。</p> <p>基本施策21 地域社会の中核となる高等教育機関（COC構想）の推進</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在（Center of Community）である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組みることにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。</p> <p>基本施策22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実</p> <p>【基本的考え方】</p> <p>○ 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の習得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策20に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。</p> <p>○ また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。</p>	<p>20-1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進</p> <p>20-2 地域とともにある学校づくりの推進</p> <p>20-3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進</p> <p>20-4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化</p> <p>21-1 COC構想を推進する高等教育機関への支援</p> <p>22-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進</p> <p>22-2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進</p>	<p>【総合計画 P43~44】</p> <p>生涯にわたって町民の自主的かつ積極的な学習活動を支援するため、年齢期に合わせた領域区分での教室や講座を開催するとともに、様々な分野の生涯学習に関する情報の提供に努めます。</p> <p>また、自らの学習成果が、ボランティア活動などを通じて地域活動に生かすことができる体制づくりに取り組みます。（家庭教育の向上・青少年教育の推進・成人教育の推進）</p> <p>高齢者教育の推進、地域学習活動の推進</p> <p>【総合計画 P45】</p> <p>多くの町民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる機会の創出に努め、体力づくりや健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。</p> <p>スポーツの普及と競技力向上のため、スポーツ団体の育成に努めるとともに、指導者の養成に努めます。</p> <p>【総合計画 P51】</p> <p>高齢者が生きがいを持って充実した生活を送るため、地域におけるボランティア活動や生涯学習、スポーツ活動、世代間交流などの幅広い生きがいづくり活動や就業機会の提供などに努めるとともに、高齢者の豊富な知識や経験などを活かして積極的に社会参加できる環境づくりに努めます。</p> <p>【総合計画 P86】</p> <p>各 地域で行われている環境美化活動や文化・スポーツ行事、祭典などの行事は、住民相互の交流促進、地域コミュニティの助長や地域の活性化に効果的であることから、地域における自主的な活動が活発化する支援に努めます。</p>	

団体)との共同研究数の増加
③地域課題解決のための教育プログラム(短期プログラム, 履修証明等)の増加
④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
⑤地域に向けた公開講座や大学開放(体育館, 図書館等)の状況の向上

四つの基本的方向性を支える環境整備	<p>30の基本施策</p> <p>基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育委員会について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革を行う。 ○ その際、基本施策20に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の拠点として位置付け、学校ことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することや、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保すること、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。 ○ あわせて、学校評価の推進とその結果に基づき学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。 	<p>主な取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 23-1 地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立 23-2 地域とともにある学校づくりの推進（基本施策20-2の再掲） 	<p>町総合計画（実施計画）などの該当項目</p> <p>【総合計画 P41】 各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実に努め、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>
<p>基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を備えた、これからの知識基盤社会、グローバル社会を生き抜く人材の育成を目指し、基本施策1から3までに掲げた教育の実現など学校が抱える期待や課題に応えるため、きめ細かで質の高い教育を支える指導体制の整備が必要である。 また、地域間での義務教育における環境の格差が生じており、家庭の経済状況による教育格差も指摘されている。とりわけ人材育成の基盤である義務教育については、国の責務として機会均等と水準確保を図り、学びのセーフティネットとしての機能を十分に果たすようにすることが肝要である。 ○ こうした観点から、少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応など教育再生につながる教職員等の指導体制の充実に努め、効果検証を行いながら、今後の少子化の進展や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、教職員配置の適正化を計画的に行うなどの方策について検討する。 ○ あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。 <p>基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領の着実な実施を図り、良好で質の高い学びを 	<p>30の基本施策</p> <ul style="list-style-type: none"> 24-1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備 24-2 学び続ける教員を支援する仕組みの構築（基本施策4-1の再掲） 24-3 大学・大学院における教員養成の改善（基本施策4-2の再掲） 24-4 教員採用の在り方の改善と多様な人材の登用（基本施策4-3の再掲） 24-5 教育委員会・学校と大学との連携・協働による研修の高度化（基本施策4-4の再掲） 24-6 適切な人事管理の実施の促進（基本施策4-5の再掲） 24-7 メリハリある給与体系の確立（基本施策4-6の再掲） 	<p>町総合計画（実施計画）などの該当項目</p> <p>【総合計画 P41】 教職員の資質、指導力向上のための校内研究の充実や研修講座や研究会等への参加を奨励するほか、積極的に参画日や授業公開等を行い、授業評価や授業改善への取り組みを促進し、確かな学力を育てる授業力の向上に努めます。</p>	<p>町総合計画（実施計画）などの該当項目</p> <p>【総合計画 P41】 各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実に努め、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>
<p>基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領の着実な実施を図り、良好で質の高い学びを 	<p>25-1 良好で質の高い学校施設の整備 25-2 教材等の教育環境の充実</p>	<p>【総合計画 P42】 学校は、児童・生徒が多く時間を過ごす学習及び生活の場であるとともに、災害時には町民の避難場所としての</p>	<p>町総合計画（実施計画）などの該当項目</p> <p>【総合計画 P41】 各学校における教育活動等の状況について学校の点検・評価及び保護者アンケート調査等を適切に実施し、保護者等に積極的に情報提供する取り組みの充実に努め、学校評議員制度など、保護者や地域住民が学校運営に参加する制度を効果的に活用するなど、地域に信頼される学校づくりの推進に努めます。</p>

<p>現する教育環境を確保するため、学習活動への適応性、エコスクール化、バリアフリー化、地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。</p> <p>○ さらに「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備、協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けたICT環境の整備や「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実を図る。</p> <p>基本施策26 大学におけるガバナンス機能の強化 【基本的考え方】</p> <p>○ 各大学が学生・地域・社会のニーズに沿った質の高い大学教育を行うために、学長や理事長のリーダーシップの確立に向けた環境整備や、評価に基づく資源の再配分等の大学・学校法人のガバナンス機能の強化に向けた必要な支援を実施する。</p>	<p>役割を果たすことから、安全で安心な学校施設の整備や避難施設としての機能強化に努めます。さらには、パソコンの更新など情報化に向けた整備など緊急性や必要性に応じて教材、機器、設備等の更新整備を図ります。</p> <p>また、教員住宅やスクールバスなどは、計画的な整備を図るとともに、安全で安心な給食の提供のため学校給食センターの機器、設備等の整備に努めます。</p>	<p>役割を果たすことから、安全で安心な学校施設の整備や避難施設としての機能強化に努めます。さらには、パソコンの更新など情報化に向けた整備など緊急性や必要性に応じて教材、機器、設備等の更新整備を図ります。</p> <p>また、教員住宅やスクールバスなどは、計画的な整備を図るとともに、安全で安心な給食の提供のため学校給食センターの機器、設備等の整備に努めます。</p>
<p>基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進 【基本的考え方】</p> <p>○ 高等教育のユニバーサル段階にあつては、学生、社会等の多様な需要に的確に対応するため、各学校種ごとの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた上で、個々の機関が個性・特色を発揮し、全体として一層、多様かつ高度な教育研究活動が展開されることが重要である。</p> <p>各機関はそれぞれが保有する機能や、その比重の置き方の濃淡として表れる個性・特色を明確化し、かつ、その内容と取組の状況を可視化するとともに、各機関の個性・特色を生かした教育研究活動の展開にとつて重要な機能等に資源を重点的に投入し、そうした機能が十分に発揮、強化されるよう各機関における改革を進める必要がある。</p> <p>また、ネットワークを通じて、各機関がそれぞれの強みである機能等を相互に利用することは、上記の観点にも資することから、多様な制度的選択肢の整備等を通じて、地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部（学科）の枠を超えた連携・再編成等の促進を図るなど、それぞれの機能を効果的に発揮するための改革を推進する。</p> <p>基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備 【基本的考え方】</p> <p>○ 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。</p> <p>○ 大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策27の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。</p>	<p>26-1 大学におけるガバナンス機能の強化</p>	<p>【本町に該当しない】</p>
<p>基本施策27 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進 【基本的考え方】</p> <p>○ 高等教育のユニバーサル段階にあつては、学生、社会等の多様な需要に的確に対応するため、各学校種ごとの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた上で、個々の機関が個性・特色を発揮し、全体として一層、多様かつ高度な教育研究活動が展開されることが重要である。</p> <p>各機関はそれぞれが保有する機能や、その比重の置き方の濃淡として表れる個性・特色を明確化し、かつ、その内容と取組の状況を可視化するとともに、各機関の個性・特色を生かした教育研究活動の展開にとつて重要な機能等に資源を重点的に投入し、そうした機能が十分に発揮、強化されるよう各機関における改革を進める必要がある。</p> <p>また、ネットワークを通じて、各機関がそれぞれの強みである機能等を相互に利用することは、上記の観点にも資することから、多様な制度的選択肢の整備等を通じて、地域別・機能別の大学群の形成、大学・学部（学科）の枠を超えた連携・再編成等の促進を図るなど、それぞれの機能を効果的に発揮するための改革を推進する。</p> <p>基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備 【基本的考え方】</p> <p>○ 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。</p> <p>○ 大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策27の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。</p>	<p>27-1 国立大学の機能強化に向けた改革の推進 27-2 私立大学等における教育研究活性化の促進・支援 27-3 国公私立大学の枠を超えた大学間連携の促進 27-4 大学情報の積極的発信（基本施策9-2の再掲） 27-5 大学評価の改善（基本施策9-3の再掲）</p>	<p>【本町に該当しない】</p>
<p>基本施策28 大学等の財政基盤の確立と個性・特色に応じた施設整備 【基本的考え方】</p> <p>○ 大学等が、それぞれの個性や特色を発揮し、使命と役割を果たしていくためには、財政基盤の確立や戦略的な施設整備など、ソフト・ハード両面の充実を行っていくことが不可欠である。</p> <p>○ 大学等の財政基盤の確立については、大学等がその役割を一層発揮できるよう、国立大学運営費交付金や私学助成など基盤的経費を確実に措置するとともに、基本施策27の機能別分化等を踏まえ、改革に取り組む大学への重点支援など一層明確でメリハリある配分を行う。</p>	<p>28-1 大学等の財政基盤の確立とメリハリある配分 28-2 個性・特色に応じた施設整備</p>	<p>【本町に該当しない】</p>

	<p>○ また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基盤的経費の確実な措置に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。</p> <p>○ 国立大学等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。</p>	<p>29-1 財政基盤の確立とメリハリある資金配分 29-2 多元的な資金調達の促進 29-3 学校法人に対する経営支援の充実</p>	<p>【本町に該当しない】</p>
<p>○ また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基盤的経費の確実な措置に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。</p> <p>○ 国立大学等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。</p>	<p>基本施策 29 私立学校の振興 【基本的考え方】 ○ 我が国教育の大きな特徴は、私立学校が建学の精神に基づく多様な人材育成や特色ある教育研究を展開し、公教育の大きな部分を担っていることであり、私立学校の振興は決定的に重要である。 ○ 特に、高等教育段階では私立学校が学生全体の75%を占めており、私立大学の質的充実が大学全体の質の保証、向上にとって極めて重要である。 ○ このため、私学助成の基盤的経費としての基本性格を踏まえた上で支援を行いつつ、私立学校の特色の発揮と質的充実に向けた支援及びメリハリある配分を強化する。あわせて、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境を整備する。 ○ また、各学校法人が、経営環境の厳しい中、経営状況を的確に分析し、自主的な早期の経営判断を行うよう必要な支援を実施する。 ○ 同時に、教学・経営の両面から質保証を徹底推進する一貫したシステムを確立し、大学全体の質の向上を図る。</p>	<p>30-1 社会教育推進体制の強化</p>	<p>【積丹町社会教育中期計画】 (各級の施策による)</p>
<p>○ また、欧米諸国に比べて、我が国の高等教育における公費負担割合が低く私費負担割合が高いという指摘もあること、各大学の予算に占める民間資金の割合が低いこと、近年の厳しい経済情勢等も踏まえ、大学等がその役割を一層発揮できるよう、基盤的経費の確実な措置に加え、寄附金収入その他の民間資金を自主的・積極的に調達するための環境をより一層整備する。</p> <p>○ 国立大学等の戦略的な施設整備については、卓越した教育研究拠点の形成や大学附属病院機能の充実など、大学等の機能強化につながる施設整備を図る。</p>	<p>基本施策 30 社会教育推進体制の強化 【基本的考え方】 ○ 地域における学習活動を、活力あるコミュニティ形成と絆づくりをはじめとする課題に、より積極的に貢献できるものとするところが重要である。 ○ このため、社会教育行政が、学校や家庭、まちづくり、福祉等の関係部局や、民間団体、大学等の地域の多様な主体と、より積極的に連携を仕掛け、地域住民も一体となって協働して取組を進めていく「社会教育行政の再構築」を実施するための環境整備を図るとともに、地域の学びを支える人材を育て、地域の学びの場をより質の高いものにするための取組を推進する。</p>	<p>30-1 社会教育推進体制の強化</p>	<p>【積丹町社会教育中期計画】 (各級の施策による)</p>